第４章　史跡の本質的価値と構成要素

１　各史跡の本質的価値

保存活用計画では、指定説明文や指定後の調査成果を踏まえ、各史跡の本質的価値および両史跡の複合的な本質的価値について、以下のように整理した。

（１）宮山古墳

●古墳時代中期前葉（５世紀初頭）に築造された葛城地域最大の前方後円墳であり、古墳時代前期には顕著な前方後円墳が築造されなかった南葛城の地域において、突如出現するという歴史的脈絡を有している。

●後円部頂には墳丘主軸を挟んで南北２基の埋葬施設が計画的に構築され、両埋葬施設とも竪穴式石室の中に竜山石で造られた長持形石棺を納めている。南石室については、古墳現地で竪穴式石室に納められた長持形石棺が見学できる全国唯一の事例でもある。

●副葬品の内容や長持形石棺の構造・意匠、埋葬施設上の埴輪配置など、後円部埋葬施設の情報が発掘調査から明らかとなっている、古墳時代中期の大型前方後円墳としては希少な事例。

●墳丘は、後円部・前方部とも三段築成で、斜面に葺石を葺き、段築平坦面に円筒埴輪を樹立し、北側くびれ部に造出を有する、当該期の大型前方後円墳の典型的な型式を有しながら、前方部の南北側面にも方形の造出を付設するという全国に例の無い特殊性も合わせもつ。

●大型前方後円墳において、後円部以外の複数の埋葬施設の存在、その副葬品の一端が明らかとなっており、当該期における前方後円墳の埋葬実態を検討する上で非常に貴重な資料である。

●当該期の畿内地域において、大阪府百舌鳥（もず）・古市古墳群、奈良県佐紀（さき）古墳群などの大型古墳群を除くと、陪冢をもつ数少ない古墳であり、その中でも最も三大古墳群に近い陪冢の在り方を示す。

●後円部北石室に帰属すると考えられる船形陶質土器は、その希少性に加え、古墳被葬者の有していた歴史的役割を彷彿とさせる資料として重要な意味を有する。

●宮山古墳を総合的に捉えたとき、その被葬者は葛城襲津彦である蓋然性が高い。

（２）巨勢山古墳群

●総数 700 基に及ぶ我が国最大級の群集墳としての価値

巨勢山古墳群は、巨勢山丘陵を中心とした東西 3.3km、南北 3.5km の範囲に分布する群集墳で、丘陵全体では総数約 700 基、指定地内に限っても約 300 基の古墳が築造されている我が国最大級の群集墳である。山塊から派生する尾根上に、10 基程度からなる支群が多数展開している。5 世紀中ごろから 7 世紀中ごろに築かれた古墳は､大半は直径約 10 ～ 20 m程度の小規模な円墳であるが、全長 40 m前後の前方後円墳 4 基や、直径 30 m程度の円墳、一辺 10 ～ 20 mほどの方墳も確認されている。

●当時の政治・集団動向を示す多様な集団が葬られた古墳群としての価値

・初期の横穴式石室を採用する支群
・古墳時代終末期においても木棺直葬を採用する支群
・渡来系要素の顕著な支群
・尾根頂部に築造された副葬品の希薄な前方後円墳
→衰退後の葛城氏本宗家や原初的官僚層の造墓地とする歴史的評価

●古墳時代から平安時代にかけての墓の変化を追跡できる、継続的墓地としての価値

体系的な理解には至っていないが、巨勢山丘陵には少なくない数の古代の墓が存在する。古墳時代後期に大規模な墓所として利用されていた丘陵の、その後の利用主体・形態を考える上で重要な

検討材料となりうる点で、注意が必要である。

●大和政権成立前史となる弥生時代の、大和における社会状況の一端を示す高地性集落としての価値

本質的価値にはあたらないが、既存の調査成果から巨勢山丘陵には弥生時代の高地性集落が複数地点において確認されている。史跡地内においては今のところ確認されてはいないが、大和政権成立前夜である弥生時代の大和の状況を理解する上で、注意が必要である。

（3）両史跡の複合的な価値

●大型前方後円墳に近接して築造された大群集墳としての価値

群集墳の立地を全国的にみたとき、群集墳より遡る時期に築造された大型前方後円墳に近接して群集墳が営まれる場合が一定数認められる。考古学ではこのような現象について、大型前方後円墳の被葬者を共通の祖先とする擬制的同族関係で繋がった氏族が、祖先のシンボルである古墳を臨む場所に累々と古墳を築造した、と考える説（白石 1973）が一定の支持を得ている。

それに対し、新たな視点から被葬者像の復原も試みられている。巨勢山古墳群においては、丘陵最高所の尾根上に築かれた前方後円墳の内部主体や副葬品が、他の円墳や方墳に比べて貧弱であるという点が大きな特徴である。また、早くから横穴式石室を採用する支群に対し、木棺直葬を継続する支群、渡来系の要素を強くもつ支群など、支群ごとに異なる要素をもつ古墳分布が認められる。これらの特徴を重視し、本古墳群の築造には多様な集団が関わっており、その背景には葛城県の設置（塚口 1984）と、朝廷直属の原初的官僚の存在があるとする説（藤田 2003）が提起され、古墳時代の社会構造を考える上での新たな視点として注目されている。

研究者によって細部の理解に違いはあるものの、宮山古墳と巨勢山古墳群の関係は、大型前方後円墳と大型群集墳の有機的な関係を示す好例である。

2　構成要素

保存活用計画では、本質的価値を構成する要素に加え、史跡の保存・活用において合せて考慮すべき諸要素について表 4-1 のように整理した。

A：本質的価値を構成する要素及びそれと一体となる歴史的・地形的要素

本質的価値を構成する要素

●宮山古墳（図 4-1）

（史跡地内）墳丘や埋葬施設などの各要素。

（史跡地周辺）未指定の墳丘範囲や付帯施設。

●巨勢山古墳群（図 4-3）

（史跡地内）群集墳を構成する個々の古墳及び支群（古墳状隆起を含む）。

（史跡地周辺）史跡の本質的価値と同様の価値をもつ古墳。

●複合的価値

巨勢山古墳群から宮山古墳に対する眺望。

本質的価値と一体となる歴史的・地形的要素

・宮山古墳と併行する時期のみやす塚古墳や、両史跡と歴史的関係を有する名柄遺跡・南郷遺跡群などの指定地周辺の関連遺跡。

・宮山古墳は巨勢山丘陵の先端を利用して築造されることから、両史跡共通の地形的要素となる、史跡地内外の巨勢山丘陵。

表 4-1　宮山古墳・巨勢山古墳群　構成要素の特定

区分		A		B	C	D
		本質的価値を構成する要素	本質的価値と一体となる歴史的・地形的要素	本質的価値と関連する歴史的要素	史跡の保存・活用に資する要素	その他の要素（保存・活用上、調整が必要な要素）
宮山古墳	史跡指定地内	・墳丘　規模 245 m 　　墳形：前方後円墳 　　段築：三段築成 ・埋葬施設 　後円部北側埋葬施設 　（竪穴式石室天井石） 　後円部南側埋葬施設 　（竪穴式石室・長持形石棺） 　前方部埋葬施設 ・外表施設 　葺石 　段築平坦面の樹立埴輪 ・後円部埋葬施設上の方形埴輪列や敷石 ・副葬品など出土遺物 ・周囲からの古墳の見え方	・巨勢山丘陵（史跡内）	・『帝王編年記』に現れる室破賀の記述 ・後円部頂から出土した近世瓦（孝安天皇廟か） ・八幡神社（本殿・拝殿・手水舎・石灯籠・玉垣など）	・里道 ・管理見学道 ・史跡標識 ・史跡境界標 ・史跡解説板 ・史跡案内板 ・復元靫形埴輪 ・墳丘上の樹木（古墳の毀損や眺望の阻害となるものを除く）	・室区集会所 ・孝安天皇室秋津島宮址標柱 ・神武天皇遙拝所 ・古墳の毀損や眺望の阻害となる樹木
巨勢山古墳群		・古墳の墳丘（墳形・段築構造等） ・古墳の埋葬施設（横穴式石室・木棺直葬等） ・古墳の外表施設（埴輪・周溝等） ・古墳の副葬品など出土遺物 ・支群 ・支群内における古墳と古墳を繋ぐ墓道 （古墳状隆起も含む）		・室古墓や山城遺構といった群集墳造営終了後の遺構 ・巨勢山丘陵を抜けて室から朝町へ抜けていく交通路としての利用（遅くとも近代以降）	・里道 ・323 号墳横口式石槨 ・丘陵上の樹木（古墳の毀損や眺望の阻害となるものを除く） ・防災施設（治山堰堤など）	・道路（京奈和自動車道） ・水路（吉野川分水等） ・溜池 ・近代墓地 ・農地（畑） ・古墳の毀損や眺望の阻害となる樹木
宮山古墳	史跡指定地周辺（近接地）	《追加指定を目指すもの》 ・本来の墳丘範囲 　墳丘第 1 段目 　くびれ部造出 　前方部南北側面の造出 ・附帯施設 　周濠 　周堤 　陪冢：ネコ塚古墳	・史跡と併行する時期の古墳・遺跡（みやす塚古墳、名柄遺跡、南郷遺跡群、中西遺跡） ・巨勢山丘陵（史跡外）	・巨勢山丘陵上の高地性集落（中谷遺跡・境谷遺跡・八伏遺跡） ・史跡の前史に関わる遺跡（秋津遺跡・中西遺跡） ・群集墳造営終了後の遺構（古代の墓、近代の炭焼窯など）	・史跡案内板 ・文化財啓発標柱 ・御所市文化財事務所 ・御所南 IC・PA ・管理見学道 ・アプローチ道路 ・便益施設（駐車場・トイレ） ・202 号墳移設石槨石材 ・丘陵上の樹木（古墳の毀損や眺望の阻害となるものを除く） ・防災施設（堆砂池など）	・道路（京奈和自動車道・国道・市道） ・農業施設（農地・水路・溜池等） ・古墳の毀損や眺望の阻害となる樹木 ・墓地（西寺田） ・景観を阻害する建物・施設（住宅、社寺、倉庫、ゴルフ場、市民運動公園、御所市クリーンセンター、御所工業団地、民間採石場、事業所建物、太陽光発電施設など）
巨勢山古墳群		《追加指定を目指すもの》 ・現指定地外にあるが、群集墳である巨勢山古墳群に含まれるべき巨勢山丘陵上の古墳（既に破壊され現存しない古墳及びその出土品は除く）				
複合的価値		・宮山古墳と巨勢山古墳群の位置関係（巨勢山古墳群から宮山古墳への眺望）	・巨勢山丘陵先端を利用して宮山古墳が築造されている		・互いに見通せる両史跡の立地	・互いの眺望を阻害する樹木

B：本質的価値と関連する歴史的要素（副次的価値）

●宮山古墳（図 4-2、写真 4-1 ～ 4）

（史跡地内）近世の陵墓探索に関わる遺構･遺物や､遅くとも近世以降から墳丘の一角にある八幡神社。『帝王編年記』などの文献に現れる宮山古墳の記述。

●巨勢山古墳群（図 4-4）

（史跡地内）室古墓など奈良時代以降の遺構や山城遺構。

●複合的価値

（史跡地周辺）宮山古墳の前史に当たる秋津・中西遺跡や、巨勢山丘陵上に営まれた弥生時代の高地性集落、奈良時代以降の遺構など。

C：史跡の保存・活用に資する要素

両史跡とも、墳丘・丘陵上の樹木のうち、墳丘や地形の保全のために必要なものについてはこれに当

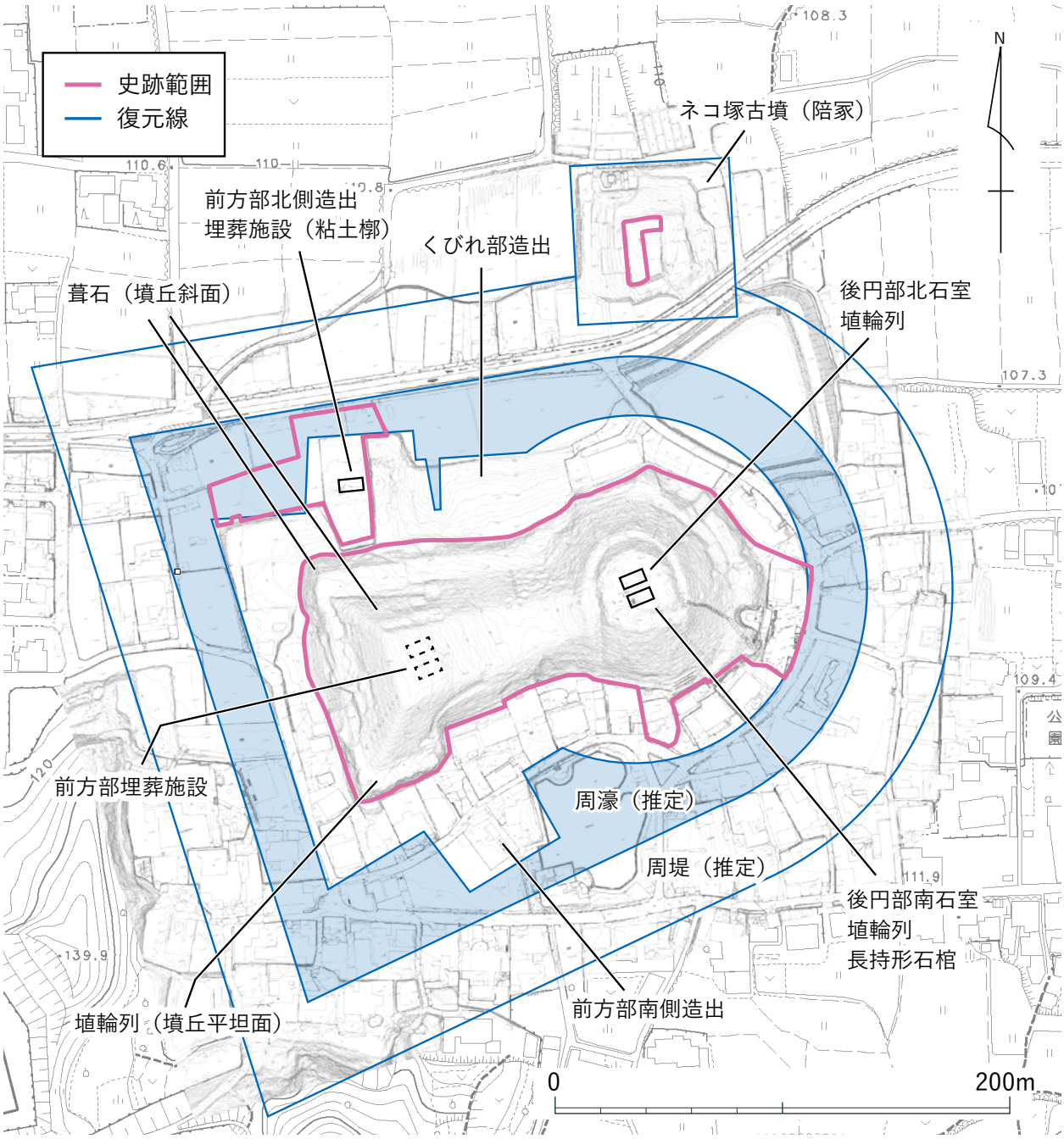


図 4-1　宮山古墳における本質的価値の配置図

たる。また、昭和の終わり頃まで使われていた里道（山道）は管理や見学に利用することができ、史跡の保存や活用に一定程度資するものと思われる。また、案内板や解説板、便益施設なども本要素に含まれるが、その詳細や配置については次章において述べる。

D：その他の要素（保存・活用上、調整が必要な要素）

●宮山古墳（図 4-2、写真 4-5 ～ 7）

（史跡内）八幡神社境内に室区集会所（写真 4-5）や、孝安天皇室秋津島宮址と刻まれた標柱（写真 4-6）、神武天皇遙拝所の標柱（写真 4-7）が存在する。また、墳丘上の樹木のうち、墳丘の毀損の原因や眺望の妨げになるものはこれに当たる。

（史跡地周辺）農業施設や事業所建物、住宅などが、周辺から史跡への眺望を阻害している。また、A 要素を寸断する形で、周堤上に国道 309 号線が敷設されている。



図 4-2　宮山古墳における副次的価値とその他の要素の配置図

●巨勢山古墳群（図 4-4、写真 4-8 ～ 13）

（史跡内）従来の土地利用に伴う施設（農地の石垣や溜池など）、農業インフラの吉野川分水などがこれに当たる。また、密集して植林された樹木は丘陵斜面の崩落など毀損の原因となっている。

（史跡地周辺）北西に西寺田区の墓地、南西に多くの民間・公共施設が存在する。

参考文献

白石太一郎 1973「大型古墳と群集墳－群集墳の形成と同族系譜の成立－」『橿原考古学研究所紀要　考古学論攷』第 2 冊　奈良県立橿原考古学研究所

塚口義信 1984「葛城県と蘇我氏（上・下）」『続日本紀研究』第 231・232 号　続日本紀研究会

藤田和尊 2003「大形群集墳としての巨勢山古墳群の性格」『古代近畿と物流の考古学』学生社



写真 4-1　宮山古墳指定地内に位置する八幡神社



写真 4-2　八幡神社拝殿



写真 4-3　八幡神社境内の小社



写真 4-4　八幡神社手水舎

宮山古墳における本質的価値と関連する歴史的要素（副次的価値）



写真 4-5　室区集会所



写真 4-6　室秋津島宮址標柱



写真 4-7　遙拝所標柱

宮山古墳におけるその他の要素

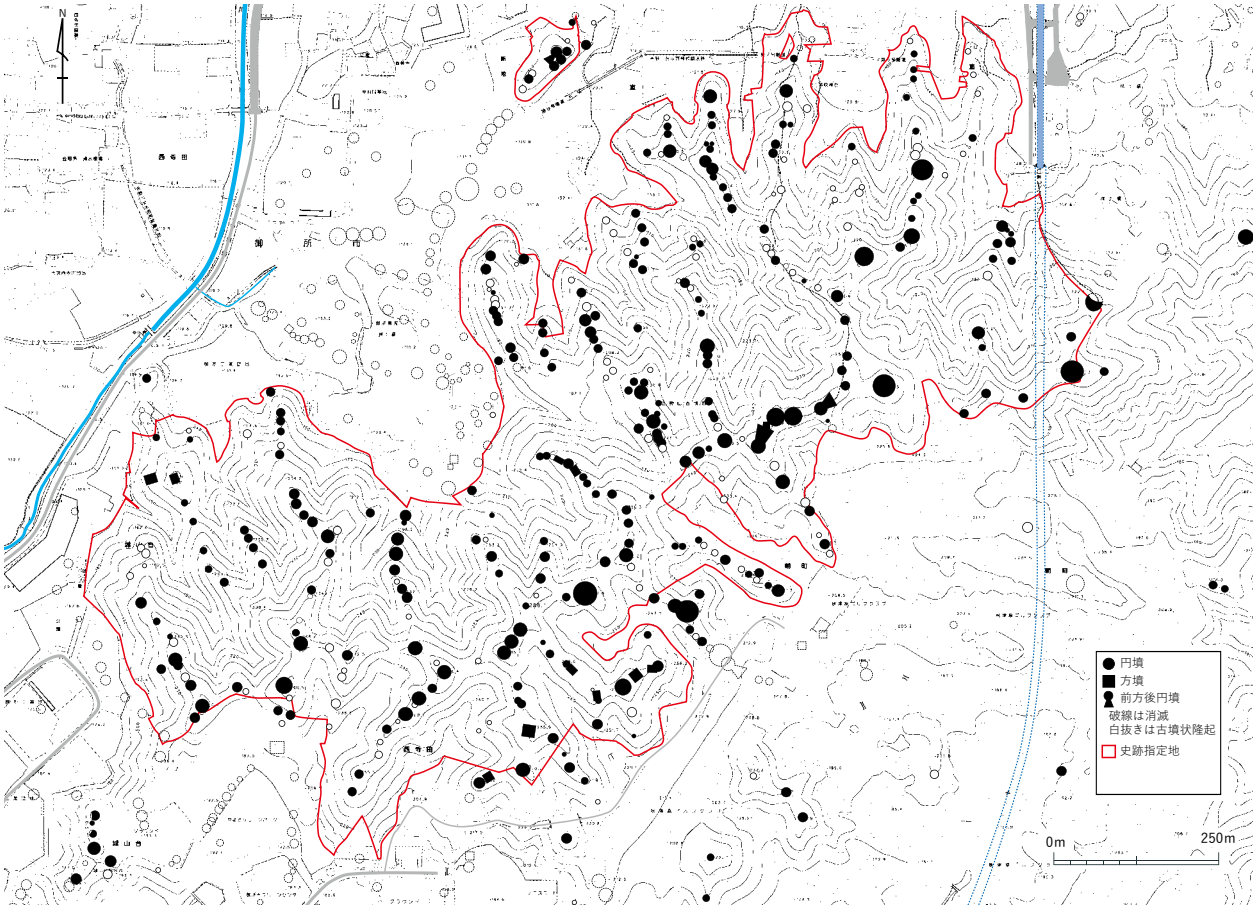


図 4-3　巨勢山古墳群における本質的価値の配置図

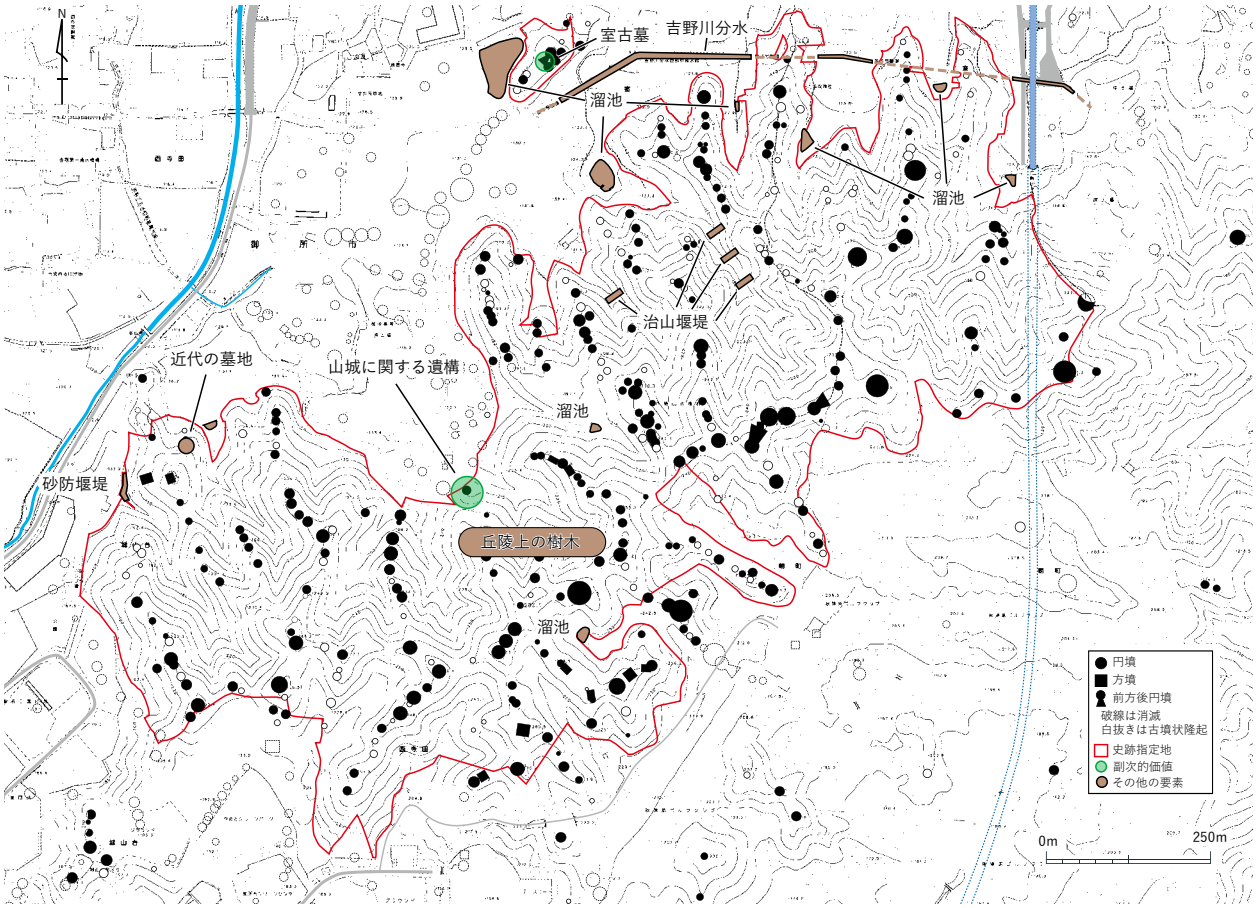


図 4-4　巨勢山古墳群における副次的価値とその他の要素の配置図



写真 4-8　溜池



写真 4-9　溜池に伴うブロック積み擁壁



写真 4-10　吉野川分水（写真奥が史跡範囲）



写真 4-11　指定地内の墓地



写真 4-12　密集した植林



写真 4-13　密集した竹林

巨勢山古墳群におけるその他の要素

第５章　現状と課題

１　調査・研究

調査・研究に関する現状と課題については保存活用計画において整理しているため、ここでは特に整備に関わるものについて述べる。

（１）宮山古墳

現　　状

第３章に示した通り、宮山古墳に対する発掘調査は今まで計 19 次にわたり行われている（表 3-2、図 3-5)。その多くは開発行為に伴う小規模な発掘調査であり、墳丘そのものを対象としたものは少なく、学術的な目的をもって行われた範囲確認調査は、前方部北側造出を対象とした第８・９次調査の２例にとどまっている。

研究に関しては、葛城地域最大の前方後円墳であることや南郷遺跡・極楽寺ヒビキ遺跡などの周辺遺跡との関係の中で宮山古墳の歴史的評価を行う地域論が特筆され（坂・青柳 2011、坂 2021 など)、宮山古墳の場合、その被葬者に当時天皇家の外戚として大きな力をもっていた豪族葛城氏を想定し、一部に異論はあるものの、葛城氏の祖と位置づけられる葛城襲津彦を被葬者と考える被葬者論も積極的に展開されている（白石 1973 など)。また、前方後円墳の築造企画論や後円部南石室の長持形石棺や副葬品、形象埴輪配置を扱った論、陪冢論などの個別研究の中でも重要な資料として論じられることが多い。

課　　題

●過去の調査成果の再整理と、計画的な学術調査

過去の調査のうち、宮山古墳第１次調査については調査から 70 年が経過しており、今日の研究水準に照らして再整理を行う必要がある。また、上記のような研究対象として取り上げられるにも関わらず墳丘や埋葬施設の調査事例が少ないため、計画的な学術的調査の実施が求められている。

●墳丘規模・構造の解明

今までの発掘調査によって、本来の墳丘は現在の指定地よりも外側に広がることが明らかとなっているものの、その正確な把握は未だ出来ていない。墳丘構造についても、現況地形の観察から三段築成であることは分かっているものの、各段の大きさや外表施設の状況については発掘調査による知見がほとんどない。他にも造出の構造、周濠・周堤の範囲、陪冢ネコ塚古墳の墳丘規模・構造など明らかにすべき課題が多く存在する。

●後円部北石室、前方部埋葬施設の残存状況に関する調査

既に古くから開墾や盗掘等の被害を受けていると考えられるが、十分な発掘調査がなされていないため、将来的には埋葬施設の残存状況を把握するための調査が必要である。

●墳丘や遺構の保全に関わる調査

宮山古墳の墳丘は、平成 10 年の台風被害による毀損はあったものの、その後の大雨などでは大きな損傷を受けることなく比較的安定した状態を保っている。しかし、指定地の南側で宅地と接している箇所では、一部墳丘が崖状に削平されたままの状態を呈しているなど、楽観視できる状態ではない。また、後円部南石室内の長持形石棺についても、今のところ大きな損傷はないが、大雨の直後は石室内に水が溜まるなど石材に与える影響が懸念されている。このように、墳丘や遺構が日常的に受けているダメージに関する調査が不足しており、モニタリング等の調査方法を検討する必要がある。

（２）巨勢山古墳群

現　　状

詳細は第３章に譲るが、巨勢山古墳群における今までの発掘調査の多くは、土砂採取や工業団地、ゴ

ルフ場などの大規模開発に応じる形で実施され、古墳の破壊と引き換えに数多くの重要な知見が得られてきた。一方、能動的な発掘調査は昭和 58・59 年度や平成 13 年度に行った範囲確認調査に限られる。また、古墳の数が非常に多いため、奈良県遺跡地図に登載されている内容に誤りと思われる点が少なからず認められる。

研究に関しては、大群集墳としての歴史的評価に関するものがみられるとともに（白石 1973、藤田 2003 など)、渡来系遺物や金銅装馬具などの個々の出土遺物に関する研究に際しても触れられることが多い。そして、群集墳と大型前方後円墳の地理関係から両者に密接な関係を想定し、当時の集団の繋がりを推定する学史的な研究（白石 1973）においても代表的な事例として扱われている。

課　　題

●過去の発掘調査成果の再整理

昭和 48・57・58・62 年度および平成 13 年度調査は、調査後の正式な報告書が刊行されておらず、一刻も早い報告が求められている。

●古墳情報の整理

古墳群を構成する個々の古墳の情報は奈良県遺跡地図に概要が記載されているが、現地に残存する古墳が消滅扱いになっていたり、消滅した古墳がまだ存在することになっていたりと、内容に不整合が認められる。実態と乖離している部分について修正が必要である。

また、史跡指定が地番に基づいて行われているため、指定地境界部においては古墳の一部のみが指定されている可能性が高いと考えられ、現地踏査による実態把握が必要である。

●指定地内にある古墳の調査不足

これまで実施された発掘調査成果の大半は､史跡指定前に行われた記録保存調査によるものであり、指定地内の発掘調査事例はわずかである。上記のような研究を実証するためにも、群集墳全体の動態を把握するための計画的な調査が必要である。

●巨勢山丘陵の治山的検討

土砂流出が頻発する巨勢山古墳群においては、考古学的な調査・研究だけでなく、丘陵の保全方法を考えるための調査・検討が不可欠である。本計画策定に際し、土壌調査や植生調査を実施しているため（附章参照)、今後も継続した調査を進めるとともに、整備中においても効果測定を行うことができるよう、適切なデータ収集の方法について検討を行う必要がある。

（3）両史跡に関わる調査研究

現　　状

宮山古墳と巨勢山古墳群は、その地理的関係から古墳時代後期における擬制的同族集団の存在を推定する重要な事例として扱われることが多いが、発掘調査成果に基づく異論がないわけではない。

課　　題

両史跡の関係を解明するための調査・研究が求められる。また、両史跡の周囲には同時期あるいは前後する時期の重要遺跡や古墳が存在しており、本質的価値の明確化には、それらとの関係についても検討する必要がある。

2　保存管理

第 4 章（表 4-1）で示したとおり、両史跡は非常に多くの構成要素から成り立っており、それぞれの保存管理に関する課題も多岐にわたる。そのため、個別の構成要素の現状と課題について、詳細は一覧表に整理した（表 5-1・2)。ここでは、史跡全体に関わる保存管理の現状と課題について述べる。

（1）宮山古墳

表 5-1　宮山古墳の保存管理に関する現状と課題

要素の区分		要素	現状	課題
A	本質的価値を構成する要素及び一体となる歴史的・地形的要素	墳丘及び附帯施設	・指定地内の墳丘は、東端では八幡神社の本殿等建物によって、南辺では多くの宅地によって削平されている箇所がある。 ・墳丘本体に対する発掘調査が十分に行われていない。 ・既指定地は本来の古墳の範囲の一部であり、その 4 割強は民有地である。 ・後円部頂の国有地は、御所市から室自治会に委託して定期的な清掃看視を行っている。	・削平により崖面が露出した箇所は、法面養生が必要。 ・附帯施設を含む本来の古墳の範囲全体を含めた追加指定の検討が必要。 ・既指定地のうち、中心部分の大半が民有地であるため、一体的な保存管理が困難。
		埋葬施設	・後円部の埋葬施設は、既に 2 基とも盗掘を受けている。南石室は、発掘調査が行われたのち、竪穴式石室とその中に納められた長持形石棺が現地で露出展示されている。 ・北石室は、原位置ではないと思われるが、窪みの中に竪穴式石室の天井石と思われる石材の一部が露出している。 ・前方部や造出の埋葬施設に関しては、正確な位置や数が分かっていない。	・南石室は露出展示されているため、風雨による劣化への対策が必要。 ・未調査の北石室は盗掘の状況が不明であり、将来的な発掘調査の検討が必要。 ・前方部埋葬に関する資料・情報の整理や調査が必要。
		外表施設	・葺石と思われる石材や段築平坦面の樹立埴輪と思われる埴輪片が墳丘各所で確認できるが、調査範囲が限られるため詳細は不明。	・将来的な発掘調査の検討が必要。
		後円部埋葬施設上の方形埴輪列や敷石	・南石室上の方形埴輪列は、発掘調査の後その多くが取り上げられたが、少数の形象埴輪と敷石については現地に埋め戻されており、遺存状況は不明。 ・北石室上の方形埴輪列は、南辺の一部のみが発掘調査で確認されている。	・将来的な発掘調査の検討が必要。
		副葬品など出土遺物	・出土遺物が分散して保管されており、全体像が把握しづらい。 1 次：橿原考古学研究所附属博物館 2 ・ 3 ・11・12 次：橿原考古学研究所 その他：御所市教育委員会 ・前方部埋葬の出土遺物は、内容の一部のみがわかっているが、現物資料が所在不明。	・各機関が所蔵する資料に関する情報共有や、資料の再整理が必要。
		周囲からの宮山古墳の見え方	・墳丘の大半がヒノキの植林及び竹林となっており、北・西側からみた場合は背後の巨勢山丘陵に溶け込んでいたり、手前に建物が立地するため視認性が悪い。 ・北側周堤上を通る国道 309 号線まで近づくと、視認性はあがるが、裾部に立てられた建物が景観を阻害している。 ・巨勢山古墳群の裾部にあたる南側からみると、間に住宅が位置するものの前方後円形の墳丘形状がよく視認できる。	・適切な伐採を行うなど、景観の整備が必要。 ・古墳の全景を一望できる視点場を確保することが必要。
		巨勢山丘陵及び史跡と併行する時期の古墳・遺跡	・個別に保存管理されている。	・それぞれとの関係を踏まえた、一体性のある保存管理が求められる。
B	本質的価値と関連する歴史的要素	後円部頂から出土した近世瓦（孝安天皇廟か）	・報告書に簡単な記述があるのみで、資料の存否が確認できていない。	・各機関が所蔵する資料に関する情報共有や、資料の再整理が必要。
		八幡神社	・指定地内東端にあり、日常的な管理は自治会が行っている。	・境内造成時に墳丘を削平しており将来的な斜面整備の検討が必要。
		史跡の前史に関わる遺跡（秋津遺跡・中西遺跡）	・調査地はその後開発されており、現地で見学することはできない。 ・それぞれとの関係を踏まえた、一体性のある保存管理はできてない。	・宮山古墳との関係性を踏まえた保存管理のあり方について検討が必要。
C	史跡の保存・活用に資する要素	里道	・指定地内およびその周辺にあるが、日常的な管理はされておらず、経路が分かりにくい。	・管理・見学道として利用できるよう、整備と維持管理が必要。
		見学道	・八幡神社境内から後円部墳頂へ至る見学道があり、定期的な管理を御所市が室自治会に委託して行っている。	・史跡内に 1 箇所しかなく、史跡全体を適切に見学できるように整備が必要。
		史跡への経路	・国道から分岐する市道が史跡の東西にあり、桜田池公園の広場へつながっているが、幅員が狭い。 ・国道からの案内板が少ない。	・大型車両の駐車スペースの確保が必要。 ・適切な案内板の設置が必要。
		史跡標識	・後円部側（八幡神社境内）と前方部側に各 1 基存在するが、周囲からの視認性が悪い。	・周辺からの視認性を高めるため、竹木や生垣の整備が必要。
		史跡境界標	・3 基　確認できるが、当初の設置本数や位置が判然としない。	・現地での詳細な確認が必要。

要素の区分		要素	現状	課題
C	史跡の保存・活用に資する要素	解説板	・後円部頂に御所市教育委員会が平成 7 年に設置した埋葬施設と方形埴輪列に関するものがそれぞれ 1 基あるが、経年劣化が進んでいる。 ・史跡地の東端部に奈良県教育委員会が平成 27 年に設置した古墳全体の概説的な内容のものが 1 基ある。	・補修や取り替えの際には、本質的価値を包括的に解説する内容に修正する必要。
		案内板	・八幡神社境内入口や管理見学道沿い、国道 309 号線歩道に御所市観光協会が設置したものが 4 基あるが、定期的な管理がなされていない。	・管理方法を確立することが必要。
		文化財啓発標柱	・史跡内外に計 6 箇所設置されているが、日常的な管理がなされていない。	・管理主体を明確化することが必要。
		復元鞍形埴輪	・後円部頂に御所市教育委員会が平成 7 年に設置したものが 1 基あるが、日常的な維持管理はなされていない。	・日常的な維持管理の体制整備が必要。
		墳丘上の樹木（古墳の毀損や眺望の阻害となるものを除く）	・墳丘土の崩落を防ぐ一定の役割を果たしているが、日常的な管理がなされていない。	・史跡の毀損や眺望の阻害となる樹木を選別し、伐採整備することが必要。
		便益施設（駐車スペース・公衆トイレ）	・墳丘南側にある桜田池公園の広場が駐車スペースとして利用されており、広場の脇に御所市によってトイレが設置されている。トイレの管理は御所市から室自治会に委託している。	・広場は今後保護を要する範囲内であることから、価値保存に考慮する必要。 ・大型車両が進入不可であるため、別途駐車スペースを整備することが必要。
D	その他の要素	古墳の毀損や眺望の阻害となる樹木	・境内地や国有地をのぞき、密なヒノキ林や竹林になっている。これら樹木の手入れ等の管理はなされておらず、過密状態である。	・倒木などの毀損に繋がる可能性があるもの、眺望を阻害するものは伐採整備を行うことが必要。
		室区集会所	・指定地内（八幡神社境内）にあり、地元住民が利用しているが、老朽化が進んでいる。	・史跡の本質的価値とは無関係であり、調整が必要。
		孝安天皇室秋津島宮址標柱・神武天皇遙拝所	・八幡神社の境内地に立てられている。	・史跡の本質的価値とは無関係であり、調整が必要。
		景観等を阻害する建物（住宅・社寺・太陽光発電施設等）	・本来の墳丘範囲（追加指定を検討すべき範囲）に多くの建物があり、特に墳丘の南から南西、北側に多い。空き家も一部含まれる。	・地域住民との協議を継続し、追加指定や公有化を進めることが必要。
		道路（国道・市道）	・本来の墳丘範囲（追加指定を検討すべき範囲）に国道 309 号や市道が通っており、それぞれの担当部局が管理している。	・組織間の連絡調整を密に行うことが必要。
		農業施設（農地・水路・溜池等）	・現在も耕作に利用されているが、一部の農地は耕作放棄されている。	・権利者との連絡調整を密に行うことが必要。



写真 5-1　露出した崖面（前方部）



写真 5-2　雨水の溜まった南石室



写真 5-3　墳丘上の樹木（後円部）



写真 5-4　墳丘上の竹林（前方部）

現　　状

宮山古墳は現在追加指定と公有化を進めており、現時点での公有化率は 41.5%（国・市有地）、民有地が 46.3%、神社有地が 12.2%である。民有地部分については、多くの地権者から公有化への同意を得ており、将来的にはさらに公有化率が上がるものとみられる。公有化事業を開始した令和 4 年度以前は大半が民有地であったことから、一体的な保存管理はなされておらず、国有地部分の後円部頂のみが定期的な見回りや草刈りの対象であった。そのため、現在でも墳丘の指定地部分は人工林と竹林が放置された状態（写真 5-3・4）で、史跡内外からの見通しが悪いうえ、指定地内に立入ることも困難な状態である。また、墳丘南側は宅地化による削平を受けており、一部は法面が露出し（写真 5-1)、墳丘崩落の危険性が高くなっている。

なお、宮山古墳の後円部頂には竪穴式石室が露出展示されているが、覆屋等の保存施設は未整備である。そのため、大雨の後には石室内に水が溜まった状態となるなどの問題が生じている（写真 5-2)。

課　　題

史跡の毀損を防ぎ本質的な価値を保存するためには、放置された人工林と竹林を整備し、適切な保存管理を行うことのできる状態とすることが求められる。また、露出した墳丘斜面についても、法面養生等の対策が必要である。

後円部石室については、目視による見回り以外の管理は行っておらず、石室や石棺の劣化状況について詳細は不明である。適切かつ継続可能なモニタリング方法についての検討が必要である。その他の埋葬施設や外表施設については調査事例の少なさや、一部資料の散逸によって不明な部分が多いため、まずは既存調査の資料を再整理することなどが求められる。

（2）巨勢山古墳群

現　　状

指定地は継続的な公有化事業の結果、公有地が約 7 割、残りの 3 割弱が個人や民間事業者の所有地となっている（表 3-5)。このうち民間事業者の所有地に関しては、史跡の南に隣接するゴルフ場の残地

表 5-2　巨勢山古墳群の保存管理に関する現状と課題

要素の区分		要素	現状	課題
A	本質的価値を構成する要素及び一体となる歴史的・地形的要素	古墳の墳丘 古墳の埋葬施設 古墳の外表施設	・古墳群全体での古墳（古墳状隆起を含む）の総数は現在 754 基、史跡内では 351 基を数える。そのうち発掘調査によって内容がわかっている古墳は、全体で 98 基、史跡内では 10 基である。 ・指定地境界部では、墳丘等の一部のみが指定されている状況がある。	・個々の古墳の位置や残存状況について、再調査が必要。 ・将来的な発掘調査の検討が必要。
		古墳の副葬品など出土遺物	・橿原考古学研究所や御所市教育委員会にて保管されている。	・各機関が所蔵する資料に関する情報共有や、資料の再整理が必要。
		支群内における古墳と古墳を繋ぐ墓道	・古墳群内で数カ所検出されており、史跡内では 323 号墳に繋がる墓道があるが、埋め戻されており、現地で視認することが難しい。	・適切な遺構表示の方法についての検討が必要。
		古墳群からの眺望	・指定地の大半が常緑針葉樹（スギ・ヒノキ）の植林地であるため、周囲への眺望が悪い。	・部分的であっても周囲を見渡せる視点場が必要。
		巨勢山丘陵	・丘陵の基盤である花崗岩の風化が著しく、近年の大雨や台風によって広範囲で侵食が発生している。このような侵食は、個々の古墳を毀損しかねず、侵食の規模によっては、丘陵北麓の集落に損害を発生させている。 ・イノシシによる掘り起こしも土砂流出の一因となっている。	・古墳が立地する丘陵自体の適切な保全に向けた方向性を定めることが必要。
B	本質的価値と関連する歴史的要素	室古墓など群集墳造営終了後の遺構	・発掘調査が行われたうち史跡内のものは、その後埋め戻され、地中保存されている。 ・未発掘地域に関しても、遺構が地下に存在していると推測される。	・巨勢山丘陵上の歴史的重層性を踏まえた一体性のある保存管理を行うことが必要。
		巨勢山丘陵上の高地性集落	・発掘調査されたものは、記録保存のため現地に残されていないが、未発掘地域にも同種の遺跡が存在していると推測される。	・巨勢山丘陵上の歴史的重層性を踏まえた一体性のある保存管理を行うことが必要。

要素の区分		要素	現状	課題
C	史跡の保存・活用に資する要素	里道・管理見学道	・以前は丘陵内に複数の里道があり、一部は管理道として利用しているが、定期的な草刈りを行っているのは一部である。また、丘陵斜面の土砂崩れで寸断している里道も多い。 ・史跡境界で、現在も利用されている里道に接する部分は、御所市で定期的な草刈りを行い、境界部の視認性を維持するとともに、里道の使用に悪影響がないようにしている。	・日常的な維持管理を行っている箇所以外についても、定期的な見回りや適切な管理方法について検討が必要。
		アプローチ道路	・桜田池公園までは宮山古墳へのアプローチ道路を併用するかたちになっており、そこから指定地裾まではさらに狭い道路が一部に設けられている。指定地東端のみ、京奈和自動車道の側道が指定地裾まで伸びている。	・工事車両が進入できる管理道の整備方法について検討が必要。 ・指定地が広大であるため、進入口を数カ所設けることが必要。
		便益施設（駐車スペース・公衆トイレ）	・桜田池公園の広場が駐車スペースとして利用されており、広場の脇に御所市によってトイレが設置されている。トイレの管理は御所市から室自治会に委託している。	・広場は今後保護を要する範囲内であることから、価値保存に考慮する必要。 ・大型バスが進入不可であるため、別途駐車スペースを整備することが必要。
		丘陵上の樹木（古墳の毀損や眺望の阻害となるものを除く）	・丘陵の土砂流出を防ぐ一定の役割を果たしているが、日常的な管理がなされておらず、古墳の毀損や眺望の阻害となる樹木との区別がつけられていない。 ・今のところ病虫害は確認されていない。	・史跡の保存に支障のある樹木についての調査が必要。 ・病虫害の調査が必要。
		323 号墳横口式石槨	・発掘調査後、現地保存されているが、古墳に至るまでの道が整備されておらず、周辺の草刈りを行うにとどまっている。	・古墳に至る道の整備と適切な管理が必要。
		202 号墳移設石槨石材	・史跡の南に隣接するゴルフ場内に移設されているが、日常的な管理がされておらず、一般への周知もできていない。	・適切な管理を行い、一般への周知を行うことが必要。
		史跡標識 史跡境界標	・設置されていない。	・文化財保護法によって、設置が義務づけられており、対応が必要。
		解説板	・史跡の南に隣接するゴルフ場内に 1 基設置されているが、ゴルフ場利用者しか見ることができない。 ・指定地外の条池支群に 1 基設置されているが、史跡に関する説明が無く不十分である。	・見学者が訪れやすい箇所に適切な解説板を設置することが必要。
		案内板	・設置されていない。	・適切な案内板の設置が必要。
		防災施設	・史跡内の谷部に治山堰堤や砂防堰堤が設けられているが、日常的な管理がなされておらず、十分に機能していない。 ・史跡隣接地にある溜池の中には、結果として堆砂池として機能しているものがある。 ・土砂流出の頻発地点については、御所市で定期的な浚渫等を行っている。	・丘陵全体でみた場合の適切な防災施設の在り方についての検討と、適切な再整備・管理が必要。
D	その他の要素	古墳の毀損や眺望の阻害となる樹木	・過密状態の放置林であり、細長く根付きの悪い樹木が多い。地表への日光が遮られることで下草の生育も悪い。	・丘陵の地耐力低下の原因となっており、内外からの眺望も阻害している樹木の伐採整備について検討が必要。
		道路（京奈和自動車道）	・史跡地内を通っており、奈良国道事務所が管理している。	・他所に移すことが難しいため、史跡との共存を図っていくことが必要。 ・関係機関や権利者との連絡、調整が必要。
		水路（吉野川分水等）	・史跡地内を通っており、大和平野土地改良区が管理している。	
		近代墓地	・史跡地内北西部に個人の墓地がある。	
		農地（畑）	・耕作に利用されているところもあるが、耕作放棄されている農地も多い。	・今後の世代交代によって耕作放棄地が増加することへの対策が必要。
		溜池	・史跡内、隣接地合わせて 10 前後あるが、いずれも農業用水としては現在利用されておらず、日常的な管理も十分にはなされていない。	・堤の損傷などが進行しており、再整備や適切な管理方法についての検討が必要。

森林として保存されており、基本的に新たな開発が行われることはない。ただし、市・個人・民間事業者の三者による情報共有等が十分になされていないため、大小の毀損事案が生じており、広大な史跡でありながら管理団体が指定されていない点や、史跡境界標が設置されていないことで現地における境界確認が不明瞭になっている点が大きな課題である。

また、近年多発する大雨によって、史跡内の丘陵斜面より土砂が流出する事態が頻発しており、そういった土砂流出は近隣住民へ様々な被害を与えかねない大きな課題となっている。特に平成 29 年には台風の影響で史跡内の各所で土砂崩れが発生し（写真 5-5・6）、図 5-1 の B、C、E 地点において流出

土の搬出や法面養生のための土嚢設置を実施した。さらに法面が広範囲で崩落したA地点においては、崩落箇所周辺の下層植生を発達させることを目的として間伐を実施した。しかしながら、これらの地点においてもその後継続して土砂流出が発生しており、根本的な対策を検討する必要がある。D地点においては水路の枡に指定地からの土砂が流入する状況が続いており、年に2回の浚渫を実施している。なお、史跡の保全のために設けた施設ではないが、指定地とその周辺には農業用溜池が複数存在し、結果的に堆砂池として機能しているものがある。現在は農業用水として利用していないものに関しては、将来的に堆砂池としての利用も検討しうるが、指定地外のものについては水利権との兼ね合いも考慮する必要がある。また、池の堤が浸食されて決壊の恐れがあるものも存在するため、堆砂池として利用する際には注意が必要である。そのほか、指定地内および指定地周辺には治山堰堤や砂防堰堤等の施設が指定以前から存在する（写真5-7・8）。一部の砂防堰堤については堆積土の浚渫を行い、その後土砂堆積量のモニタリングを実施しているが（G地点）、谷の奥部にある治山堰堤（F地点）については、立地条件から日常の維持管理を行うことは困難である。

指定地の大半は放置された人工林であり、適切な間伐もなされていないため、根付きの悪い木が密に分布し、地表面に日光が当たらない状態となっている。こうした状況が土砂流出の大きな要因ともなっているが、現状では管理道部分の草刈り以外の環境整備は行っていない。また、災害後に間伐を行った上記のA地点においても、その後の経過観察を十分にできないまま法面崩落が進んでいる。

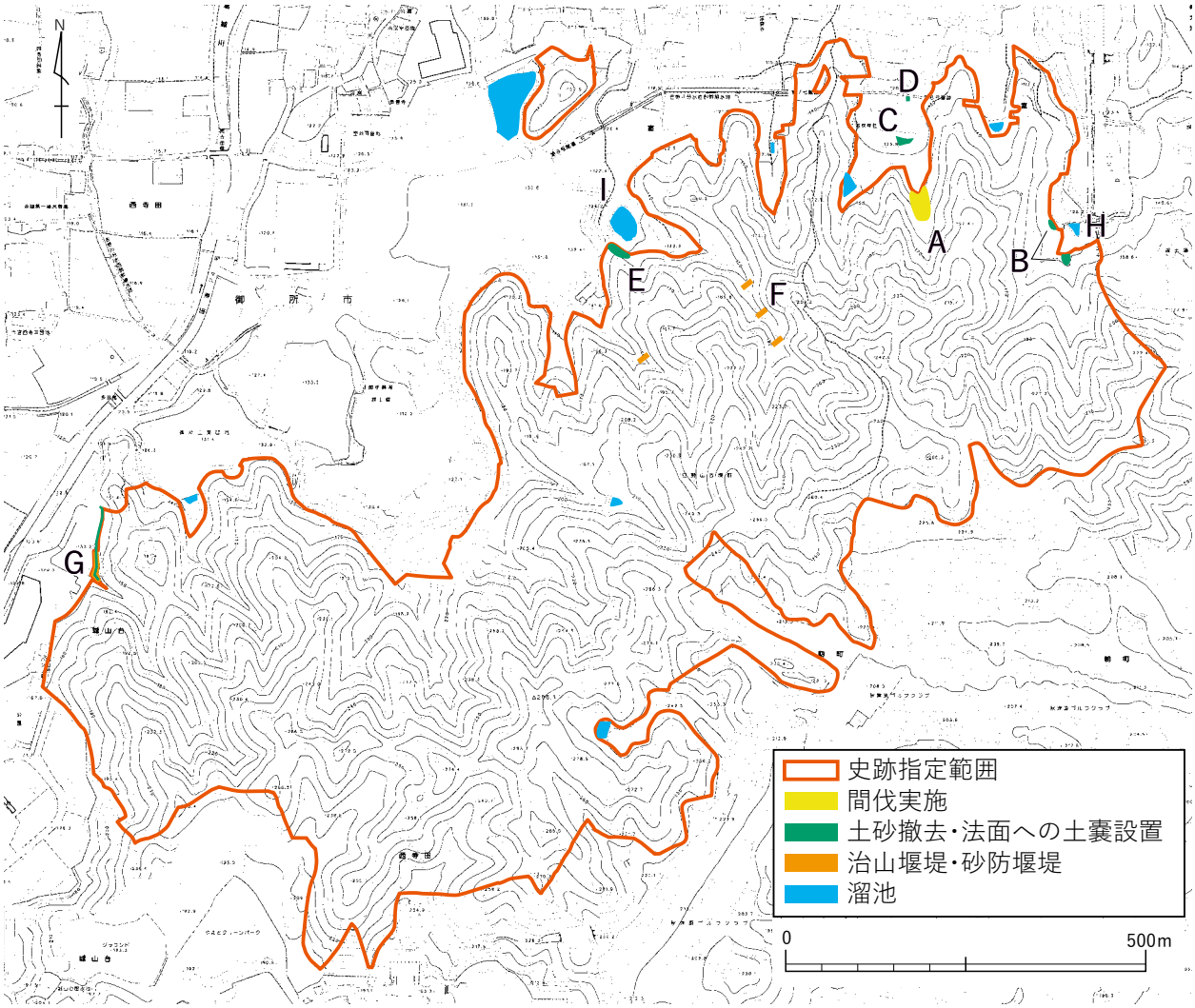


図5-1　巨勢山古墳群における土砂流出への対策地点図



写真 5-5　土砂流出状況（図 5-1 地点 C）



写真 5-6　土砂流出状況（図 5-1 地点 I）



写真 5-7　治山堰堤（図 5-1 地点 F）



写真 5-8　砂防堰堤（図 5-1 地点 G）

課　　題

現地における境界確認が不明瞭な部分については、指定時の測量成果と、令和４・５年度に実施したレーザー測量の成果を照合し、現地にて史跡境界を確認する必要がある。

放置された人工林を原因とする土砂流出は、将来的に尾根上に立地する古墳そのものの毀損原因となる恐れが極めて高いことから、早急な対策が必要である。既存の治山堰堤や砂防堰堤、溜池を活用する方法を検討することも必要であるが、抜本的には密に生えた樹木を間伐し、丘陵の地耐力を上げるための環境整備を行うことが必要である。また、間伐前後の下草の繁茂状況や、土砂流出量の変化を継続して調査するための方法についても検討する必要がある。

3　活用

活用には大きく分けて、公開、諸施設の設置、ソフト面の施策がある。現地での公開にかかわる各施設については次節の「4　整備」の内容と重複することから、ここではその他の公開状況やソフト面での活用事業について述べる。

（1）両史跡のガイダンスと出土遺物等の公開

現　　状

令和４年度には両史跡に近接する御所市文化財事務所内に文化財展示室が開設され、御所市が実施した宮山古墳と巨勢山古墳群の発掘調査で出土した遺物をはじめとする文化財を常時見学することができるようになった（写真 5-9・10）。限られたスペースではあるものの、両史跡の概要を説明するととも



写真 5-9　御所市文化財事務所



写真 5-10　文化財事務所内文化財展示室

に、解説シートや周辺遺跡を含めた見学マップを配布するなど、ガイダンス施設としての役割も一定程度果たしている。また、本展示室において令和 3 年度には宮山古墳の史跡指定 100 周年を記念した企画展を実施するとともに、市内の文化ホールにて記念講演会を開催したところ、のべ約 800 名が来場し、多くの方が併せて宮山古墳の現地を見学した。翌令和 4 年度には巨勢山古墳群の史跡指定 20 周年を記念した企画展を実施し、前年度よりも会期が短かったものの、記念講演会（写真 5-11）を合せてのべ約 400 人が来場した。



写真 5-11　記念講演会（令和 4 年度）

課　　題

展示スペースが限られるため、宮山古墳と巨勢山古墳群の出土資料のごく一部を展示することしかできず、史跡の本質的価値を理解するために十分な展示とは言い難い。また、両史跡の複合的価値をより分かりやすく伝えるためには更なる工夫が必要と考えられる。

また、配布している解説シートは以前市の広報誌に連載したものをコピーしたものであり、内容は充実しているものの文章が多く読み物としての色彩が強い。また、両史跡の複合的な価値については十分に説明されておらず、来訪者からはより手に取りやすいパンフレットや、周辺の関連遺跡も含めた視覚的に見やすいマップ、複合的な価値を説明した資料の配布などが要望されている。

なお、展示室は企画展開催期間を除き、休日・祝日は閉館となっている。史跡への来訪者が増える休日・祝日にガイダンス施設の見学ができないという点は改善すべき課題ではあるものの、他業務との兼ね合いで職員の出勤を交代制としづらいことが課題である。

（2）地域や学校教育との連携

現　　状

上記の公開・活用事業は全て御所市教育委員会が実施したものであり、地域住民が主体的に運営に加わる仕組みはできていない。また、両史跡のある地区には歴史愛好会やボランティアガイドなどの団体がなく、両史跡の保存や活用における他団体との連携は、他市の博物館への遺物貸出し等に限られている。

学校教育との連携としては、過去には近隣の小学校への出前授業なども行っていたが、近年はそうした依頼が減ってきており、定期的に開催されているのは市内小中学校へ新規で配属された教職員へ向け

ての文化財研修に限られ、例年宮山古墳の見学を実施している。

課　　題

市域全体でみると、他地区には歴史愛好会やまちづくり団体が存在するものの、活動地域が限定されており、宮山古墳や巨勢山古墳群に特化した活動は行われていない。将来的にはこうした団体への働きかけや、市外を含めた広い地域から両史跡へ興味・関心を持つ人材を呼び込み、史跡の保存や活用に参加してもらうことのできる仕組みづくりを目指す必要がある。

また、学校教育との連携においては、歴史学習メニューの提案などを文化財部局から積極的に行うことや、教職員向け研修を利用した情報交換の場を設定するなどの体制づくりが必要である。

4　整備

整備には、史跡の本質的価値を保存することを目的とするものと、活用を目的とするものがあり、両者を調和的に実施することが求められる。各史跡の構成要素ごとの整備状況については、一部前掲の表（表 5-1・2）に示した管理に関する現状と重複する部分もあるが、ここではその中から整備に関する内容を抽出し、各項目ごとに現状と課題を整理する。

（1）宮山古墳

①保存を目的とした整備

現　　状

- ●史跡標識（写真 5-12・13）が 2 基、史跡境界標（写真 5-14）が 3 基、文化財啓発標柱（写真 5-15）が 5 基設置されている（図 5-2)。
- ●後円部頂に竪穴式石室と長持形石棺が露出展示されているが、覆屋等施設はなく風雨の影響を直接的に受けており、大雨の後は石室内が一時水没するような状況が時折確認される。
- ●後円部頂はある程度の樹木が伐採されているが、それ以外の場所には竹木が密な状態で放置されている。また、それによって周囲からの視認性が悪く、史跡間の見通しも妨げている。
- ●定期的な見回り・清掃・除草等の維持的措置は、公有地部分に限られる。

課　　題

- ●境界標が 2 基しか確認できておらず、史跡境界の認識が不明瞭となっている。
- ●露出した竪穴式石室や長持形石棺に、風雨による損耗がどの程度認められるのか調査が必要である。
- ●放置された竹木が、倒木などで史跡を毀損させる可能性がある。また、見通しを良くして管理や見学をしやすくするためにも、適切な間伐が必要である。
- ●維持的措置を指定地全体で行うための体制整備が求められる。

②活用を目的とした整備（遺構や解説板等の整備）

現　　状

- ●後円部頂には竪穴式石室と長持形石棺が露出展示されているが、見学のための整備はされていない。
- ●後円部頂には、方形埴輪列の一部である靱形埴輪の復元品（写真 5-16）と解説板 2 基（写真 5-17）が、後円部裾部には解説板 1 基（写真 5-18）が設置されているが（図 5-2)、史跡の本質的価値を伝えるためには不十分である。
- ●指定地の南側には民家が近接しており、墳丘上の竹木を伐採すると民家を見下ろす状態となる。

課　　題

- ●竪穴式石室に下りるための手すり等、見学のための安全対策が必要である。
- ●遺構の復元整備や適切な解説板の設置など、本質的価値を顕在化させるための整備が求められる。なお、解説板は周辺の関連遺跡も含めて、統一感のあるデザインとすることが望ましい。

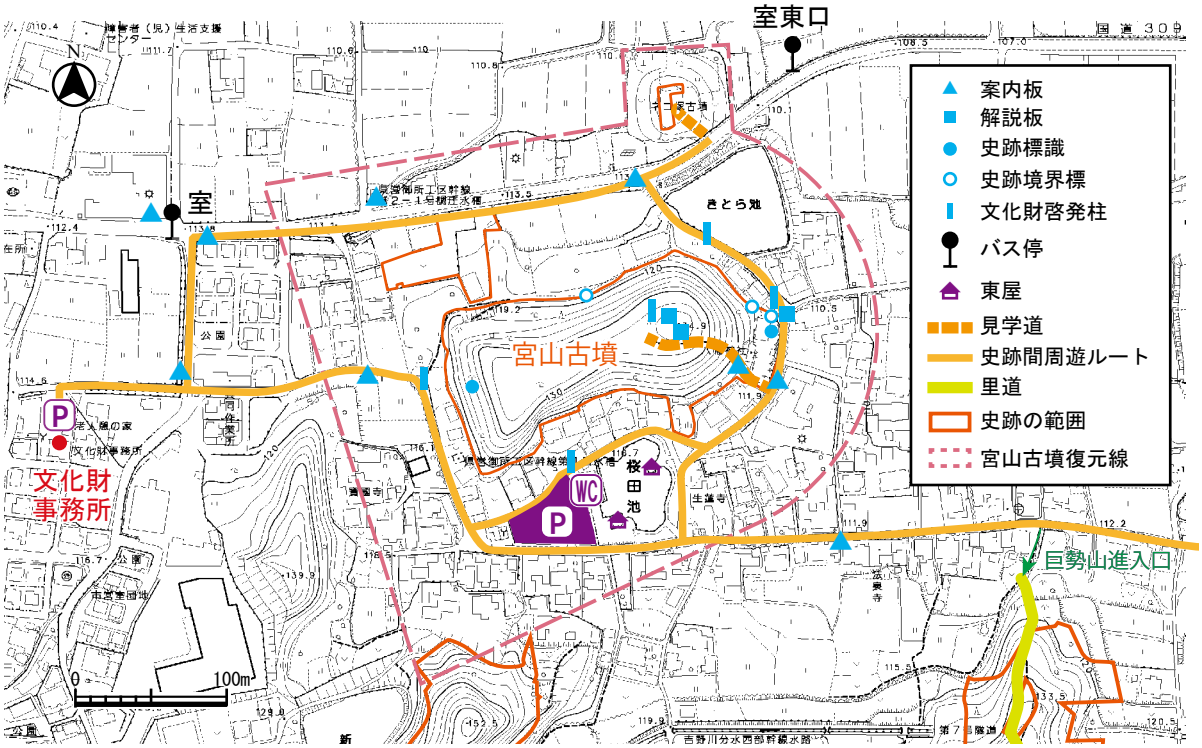


図 5-2　宮山古墳周辺の動線状況と案内板等配置図



写真 5-12　史跡標識（後円部側）



写真 5-13　史跡標識（前方部側）



写真 5-14　史跡境界標



写真 5-15　宮山古墳後円部頂　文化財啓発標柱



写真 5-16　宮山古墳後円部頂　靫形埴輪復元品

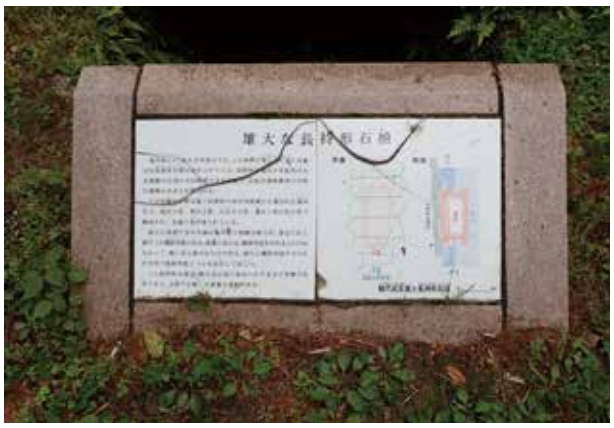


写真 5-17　宮山古墳後円部頂　解説板



写真 5-18　宮山古墳後円部　解説板

●指定地内からの見通しの確保にあたっては、近接する民家へのプライバシー配慮が求められる。

③活用を目的とした整備（動線状況とサイン体系・便益施設の整備）（図 5-2）

現　　状

●指定地の南側にある桜田池公園の広場（写真 5-19）を見学時の駐車スペースとして利用できるが、国道からの進入路が狭い上、案内板は小さく車からは視認しづらい（写真 5-20・21）。

●史跡内およびその周辺の里道を、保存のための管理道として利用しているが、見学道の整備は後円部の一部のみに限られている（写真 5-22)。

●後円部頂へ上がる見学道の案内板は複数設置されているが（写真 5-23)、桜田池公園や、文化財展示室からの案内板は設置されていない。

●視点場となりうる場所に景観について触れた解説板がない。(図 5-4)

●桜田池公園の広場脇には公衆トイレや東屋が設置されており（写真 5-24・25)、見学者も利用することができるが、史跡への案内や解説等は設置されていない。

課　　題

●国道から宮山古墳や桜田池公園への案内板を設置する必要がある。また、観光バスなど大型車が利用しやすい駐車スペースの整備が求められている。

●後円部以外においても、史跡内を見学者が自由に往来できる見学道の整備が必要である。

●桜田池公園や文化財展示室と宮山古墳を結ぶ、周遊ルート沿いへの案内板設置が必要である。

●墳形を視認できる場所や、巨勢山古墳群を見通せる場所に解説板や休憩施設の設置が必要である。

●桜田池公園の施設である公衆トイレや東屋を、地域住民と史跡見学者の双方が利用しやすいものとして整備することが必要である。

（２）巨勢山古墳群

①保存を目的とした整備

現　　状

●史跡標識や境界標が設置されておらず（図 5-3)、適切な保存施設の設置がなされていない。

●古墳が立地する尾根の斜面において風雨等によって崩落している箇所が認められるが、復旧措置はなされていない。また、個々の古墳について、毀損の状況や保存のための復旧が必要かどうかの基本的な把握ができていない。

●横口式石槨が開口している 323 号墳について、石材や墳丘の劣化に関するモニタリング等が実施できていない。

●放置された人工林や竹林（写真 5-26・27) が尾根の地耐力を低下させており、土砂流出による古墳



写真 5-19　桜田池公園　広場（駐車スペース）



写真 5-20　宮山古墳　案内板（国道沿い）



写真 5-21　宮山古墳　案内板（国道沿い）



写真 5-22　宮山古墳後円部　見学道



写真 5-23　宮山古墳　案内板（八幡神社）



写真 5-24　桜田池公園　トイレ



写真 5-25　桜田池公園　東屋 (写真奥が宮山古墳）

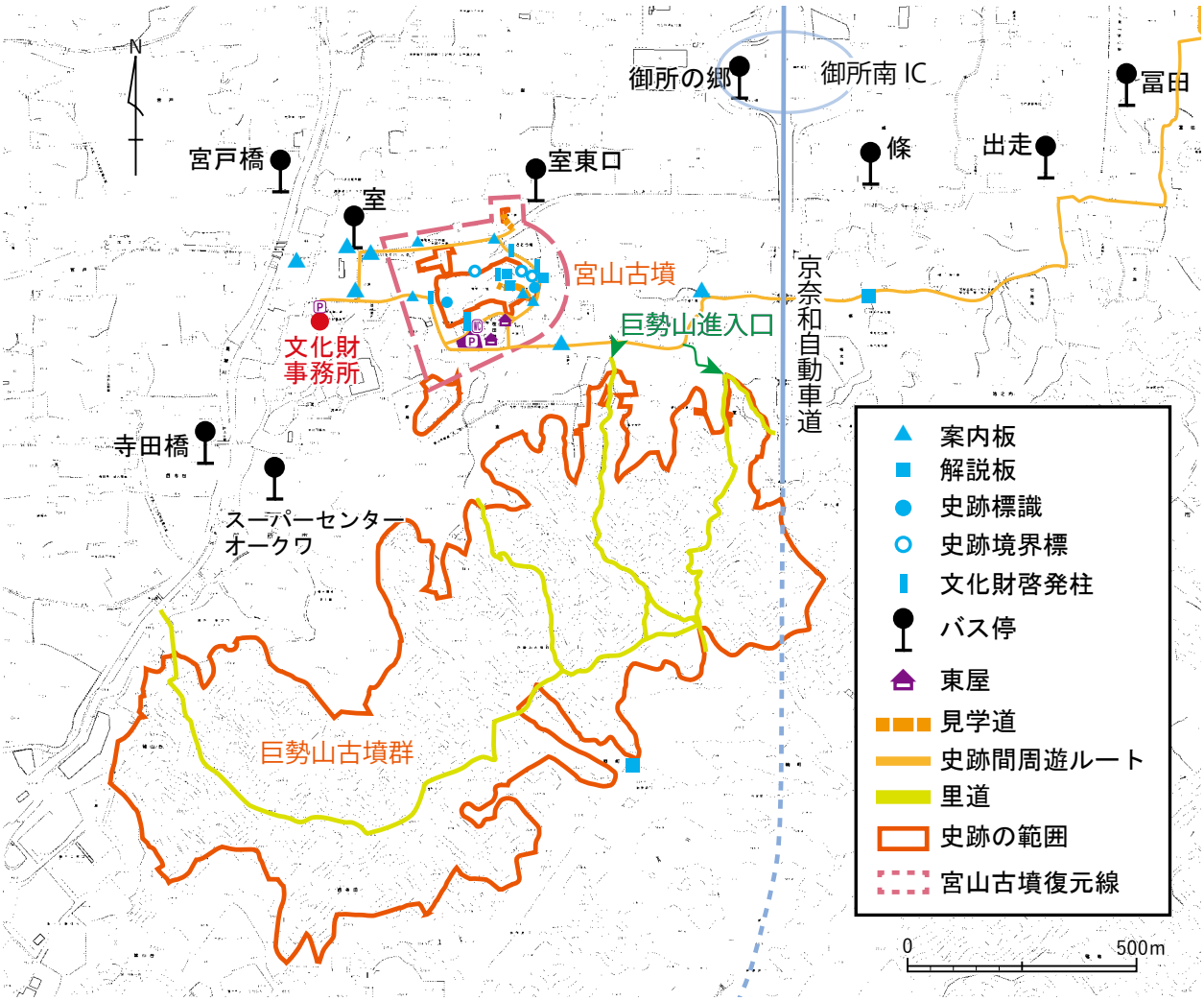


図 5-3　巨勢山古墳群周辺の動線状況と案内板等配置図



写真 5-26　巨勢山古墳群内　植林



写真 5-27　巨勢山古墳群内　竹林

損壊の危険性が高まっているが、適切な対策が定まっていない。

●指定以前から谷部の一部に治山堰堤が、谷の出口に砂防堰堤が設置されているが、十分な管理がなされていない。

●定期的な維持管理は史跡境界付近や管理道の除草作業に限られており、史跡全体における日常的な見回り等は十分に行えていない。

課　　題

●史跡範囲を明示するため、史跡標識や境界標等の設置が必要である。

●崩落している尾根斜面について、更なる進行を食い止めるための整備方法を検討する必要がある。なお、古墳の数も多く、地形的に大がかりな整備や全ての古墳に同質の整備を行うことは難しい。そのため、最小限で最大限の効果を得られる整備の優先順位を検討する必要がある。

●風倒木や獣害等による個々の古墳の毀損状況について、基礎的な把握を行う必要がある。また、開口している 323 号墳については、適切な保存のために必要なモニタリング調査の方法について検討する必要がある。

●史跡の保存へ悪影響を及ぼしている放置林への対策も組み込んだ、適切な整備方針を検討する必要がある。

●既に設置されている治山堰堤や砂防堰堤などの防災施設を、史跡保存のための施設として利用する方法について検討する必要がある。

●広大な指定地における現実的な維持的措置の実施方法を検討し、継続した管理を行うための体制を整備する必要がある。

②活用を目的とした整備（遺構や解説板等の整備）

現　　状

●解説板は指定地外の 2 基に限られており（写真 5-28・29)、うち 1 基はゴルフ場内であるため一般の見学者が訪れることは難しい（図 5-3)。

●各古墳上の樹木に古墳番号を記した簡易なプレートの設置を進めているが、日常的な管理を目的として設置したものであり、破損等が生じている箇所や、未設置の支群もあるため、見学者が古墳を認識しづらい。

●指定地内での発掘調査成果が少ないため、本質的価値を顕在化させるための整備が行いづらい。

課　　題

●史跡内および史跡への入口付近へ、本質的価値を的確に伝えることができる内容の解説板を設置することが求められている。

●見学者が各古墳を認識できるよう、適切な遺構表示の方法を検討することが必要である。

●当面は史跡の毀損を防ぐための整備が第一であるが、将来的には史跡内での発掘調査を実施するなど、本質的価値を顕在化させる整備について検討することが必要である。

③活用を目的とした整備（動線状況とサイン体系・便益施設の整備）(図 5-3)

現　　状

●宮山古墳同様、桜田池公園の広場を駐車スペースとして利用できるが、古墳群西端に位置する 323 号墳などへは距離が離れているため、利用しづらい。また、公園から古墳群入口への案内板は整備されていない。

●桜田池公園から古墳群までは近隣住民が日常的に利用しているいくつかの細い道（写真 5-30）があり、古墳群の裾まではその道を通ってアクセスが可能である。ただし、住宅の裏庭横を抜ける部分（写真 5-31）もあるなど、プライバシーや防犯上の対策が求められる。

●指定地内の里道は現在管理道として利用しているが、斜面の崩落によって寸断されたり十分な管理がされていないため、安全性の問題から見学道として利用することは困難である。積極的に見学者を誘導できる環境にないことから、案内板・解説板の設置は行っていない（写真 5-32・33)。

●巨勢山古墳群から宮山古墳を見下ろす視点場となり得る場所は、生い茂った樹木が見通しを阻害している（図 5-4、写真 5-40・41)。

課　　題

●古墳群西側においても、見学や管理のための駐車スペースを確保する必要がある。また、宮山古墳



写真 5-28　巨勢山古墳群　解説板（史跡外）



写真 5-29　巨勢山古墳群　解説板（ゴルフ場内）



写真 5-30　宮山古墳から巨勢山古墳群へのアクセス道



写真 5-31　巨勢山古墳群　入口



写真 5-32　巨勢山古墳群内　里道



写真 5-33　巨勢山古墳群内　里道

同様、大型車が駐車できるスペースの確保が求められる。

●国道や桜田池公園から史跡への周遊ルートの設定と、案内板の整備が必要である。ルートの設定に際しては、周辺住民のプライバシーに配慮するとともに、防犯上の対策についても検討する。

●見学者が安全に指定地内を歩くことのできる見学道を整備し、適切な位置に案内板や解説板を設置することが必要である。

●史跡内外への見通しを良くするための伐採範囲を検討する必要がある。

5　体制・運営・連携

ここでいう体制とは、史跡の保存・活用等を中心としたマネジメントを推進するために、必要な職員等を配置した御所市担当部局等の体制を指している。史跡の保存・活用は、文化財担当部局だけで完結

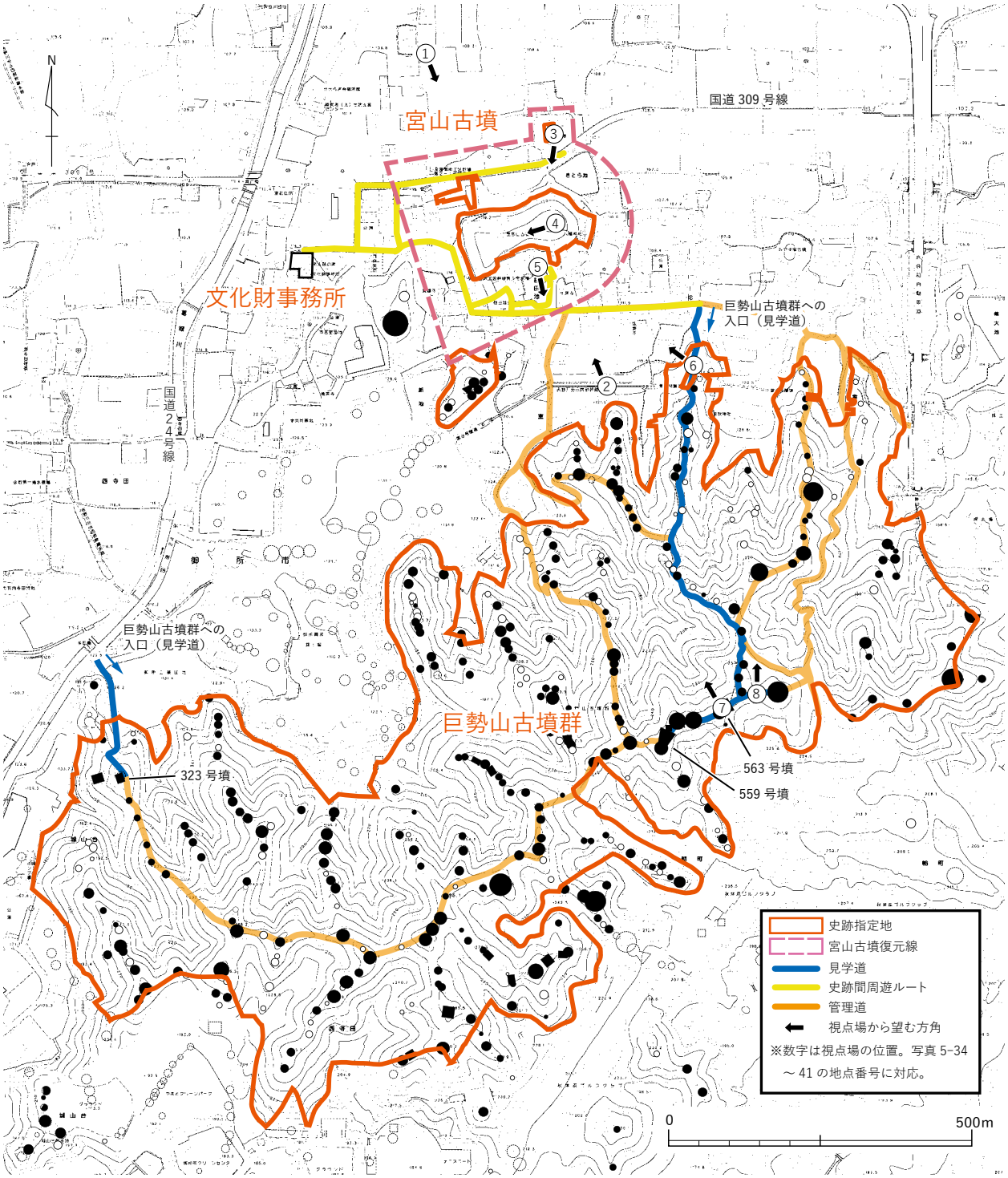

N
宮山古墳
国道 309 号線
文化財事務所
国道24号線
巨勢山古墳群への
入口（見学道）
巨勢山古墳群への
入口（見学道）
巨勢山古墳群
323 号墳
563 号墳
559 号墳
史跡指定地
宮山古墳復元線
見学道
史跡間周遊ルート
管理道
視点場から望む方角
※数字は視点場の位置。写真 5-34
～ 41 の地点番号に対応。
0
500m

図 5-4　視点場位置図



写真 5-34　宮山古墳遠景（地点①）



写真 5-35　宮山古墳遠景（地点②）



写真 5-36　宮山古墳遠景（地点③）



写真 5-37　宮山古墳後円部から前方部（地点④）



写真 5-38　巨勢山古墳群遠景（地点⑤）



写真 5-39　巨勢山古墳群から宮山古墳（地点⑥）



写真 5-40　巨勢山古墳群から宮山古墳（地点⑦）



写真 5-41　巨勢山古墳群から奈良盆地（地点⑧）

するものではなく、関連する他部局との連携のもと、御所市全体で取り組むべき課題といえる。

運営については、基本は御所市の体制の中で行われる部分が主となるが、地域住民や様々な活動団体と協力して実施する場合も考えられる。

連携には、多種多様な在り方が存在するが、ここでは計画のマネジメントを進めていく上で必要な、①所有者と市の連携、②市の内部における部署間連携、③所有者、御所市、奈良県、国との連携、④地域との連携、⑤その他の連携を取り上げる。

現　　状

体制は、文化財担当部局である文化財課が教育委員会事務局内にあり、管理職 1 名、技術職 4 名（内訳は埋蔵文化財 3 名、古文書 1 名)、事務職 1 名の計 6 名が配備されている。

保存活用等の運営については、基本的に文化財課が単独で行っている。また、史跡宮山古墳の管理団体には御所市が指定されているが、史跡巨勢山古墳群の管理団体には指定されていない。

連携の①に関しては、御所市を除く史跡の所有者には個人、神社、事業者、国が挙げられるが、史跡の保存活用に関するそれら所有者との定期的なコミュニケーションは十分に取れているとは言い難く、何か課題が生じた際に連絡を取るなどの場合が多い。②については、保存に関しては文化財課が単独で行っている。活用に関しては御所市観光振興課もしくは御所市観光協会が史跡宮山古墳周辺の案内板設置等を行っているが、設置時の協議などは十分にはなされていない。③については、主に現状変更等の手続き､補助金事業の実施､専門的見地からの助言･指導などのところで行政間の連携は取られているが、①と同様、行政を除く所有者と市の間での連携が十分にはなされていない。④については、国有文化財管理事業として、史跡宮山古墳の地元である室自治会に後円部頂の清掃・看視を委託しているが、その範囲は国有地に限定されている。⑤については、過去に史跡指定地を含む巨勢山古墳群の発掘調査において大学と共同で調査を行うなどの連携をとっていた。

課　　題

今までは、史跡宮山古墳に関して特に目立った保存活用事業を実施せず、史跡巨勢山古墳群については指定後の公有化事業が中心事業であったため、上記した体制で事業を遂行できていた。しかし、民間開発や公共事業が増加傾向にあるなか、今後史跡宮山古墳の追加指定・公有化事業や、両史跡の整備事業などを着実に展開していくためには、専門職員や事務職員の適正な配置を含む十分な体制の整備が必要となる。そして、史跡巨勢山古墳群については、複数の地権者が関わっていながらも御所市が管理団体に指定されていないため、早急に指定されるよう、地権者との協議を進める必要がある。

連携に関しては、①と③については所有者と市のコミュニケーションを密にする必要があり、②についても文化財部局と観光・まちづくり部局との連携に留まらず、山林管理等の点で他部署とどのような連携が必要かを検討し､実施していくことが求められる。④については､第 2 章第 3 項でも述べた通り(図 2-8 ～ 12)、両史跡の周辺のみならず市内全体でみても人口の減少が続いている。今後様々な保存活用事業を展開していくためには、地元自治会のみならず、市外を含めた個人や団体との連携について検討する必要がある。⑤については、今後の発掘調査や、山林管理、活用事業などを展開するうえでどのような関係機関（学校・研究機関・民間企業）との連携が必要か検討する必要がある。また、学校教育との連携を検討する際には、人口減少にともなう児童・生徒数の減少、学校再編成等も踏まえながら検討する必要がある。

参考文献

白石太一郎 1973「大型古墳と群集墳－群集墳の形成と同族系譜の成立－」『橿原考古学研究所紀要　考古学論攷』第 2 冊　奈良県立橿原考古学研究所
坂　靖 2021『倭国の古代学』新泉社
坂靖・青柳泰介 2011『葛城の王都　南郷遺跡群』シリーズ「遺跡を学ぶ」079　新泉社
藤田和尊 2003「大形群集墳としての巨勢山古墳群の性格」『古代近畿と物流の考古学』学生社